

Monthly Note

(全労済協会だより)

vol.147



CONTENTS

- ◆2019年「退職準備教育のための研修会
コーディネーター養成講座」のお知らせ ……1
- ◆全労済協会からのお知らせ……………2
●当面のスケジュール
- ◆『実りあるセカンドライフをめざして』
(2019年版)を刊行しました ……2
- ◆連載コラム⑱
「改正消費税の主な概要について」……………3
- ◆労働者共済運動研究会を開催しました……………2
- ◆自治体提携慶弔共済保険
よくあるお問い合わせ Q&A 2018年度版②……………4

2019年「退職準備教育のための研修会 コーディネーター養成講座」のお知らせ

当協会は、労働組合等における退職準備教育の普及・推進に向けたコーディネーターの養成を目的に1992年から研修会を開催しており、本年も7月に大阪と東京で開催します。

皆さまのご参加をお待ちしています。

※2019年度はフォローアップ研修会の開催はありませんので、ご注意ください。

- 対象者 労働組合の役員・担当者、書記局員、全労済プランナー等
- カリキュラム 退職準備・セカンドライフの「生活経済」「年金」「雇用保険」「医療保障」「税金」など
- 募集人数 50名程度
- 参加費 3,000円(昼食付)
- 開催日時・会場
- 大阪会場■
7月2日(火) 10:00～17:30
エル・おおさか
- 東京会場■
7月11日(木) 10:00～17:30
TKP新宿モノリスカンファレンスセンター



昨年の研修会の様子

お申し込み・詳細については当協会ホームページをご参照ください。

全労済協会

検索

(URL : <https://www.zenrosaikyokai.or.jp>)

『実りあるセカンドライフをめざして』（2019年版）を 刊行しました

●退職準備の研修会やセミナーのテキストとしてご利用ください

定年退職は、いつかは必ず訪れる人生の節目であり、第2の人生のスタートです。
定年後に豊かな生活を送るためにお役立てください。

〈掲載内容の一部〉

- 定年後の生活設計に取り組もう
- 暮らしの見直し方を学ぼう
生命保険や住宅ローン等の支出の見直し、年金収入や働き続けるときの収入
- 定年直前の準備
公的年金・税金・健康保険・失業給付等の手続き

●テキストは1冊300円(税込)にてご提供しています

詳細およびお申し込みについては当協会ホームページをご参照ください。

全労済協会

検索

(URL : <https://www.zenrosaikyokai.or.jp>)



■A4サイズ 108頁+別冊

労働者共済運動研究会を開催しました

当協会では、労働者の福祉・共済に関する調査研究・意見交換を目的に、3月18日(月)に以下の内容で研究会を開催しました。

■報告：「全労済協会『非正規労働者、中小・零細企業正規労働者向け連帯施策検討の場の設置のお願い』についての連合の検討状況について」

報告者：労働者共済運動研究会 運営企画委員会 大濱 直之 委員長

■講演①：「社会保障の現状と課題 ～平成の社会保障を総括する～」

講演者：一般社団法人 医療介護福祉政策研究フォーラム 中村 秀一 氏

■講演②：「非正規勤労者の公的保障に対する意識と共済・保険の加入実態」

講演者：日本大学商学部非常勤講師 谷川 孝美 氏



研究会の様子

全労済協会からのお知らせ

●当面のスケジュール

日時	内容	備考
4月12日(金)	2018年度第2回運営委員会	於：当協会会議室
5月9日(木)	第167回理事会	於：当協会会議室
5月24日(金)	第59回評議員会	於：当協会会議室

消費税は、平成元年4月1日3%でスタートし幾度かの改正を経て、本年10月1日、8%から10%に引き上げられます。

ついては、消費税創設の趣旨、これまでの改正内容、今般、導入される飲食料品の軽減税率などの概要を説明します。

1. 消費税創設の趣旨

税制全体としての負担の公平を高め、間接税が果たすべき役割を十分発揮させ、特定の物品・サービスに課税する個別間接制度の問題を根本的に改正し、消費全般に広く、薄く、負担を求めることで消費税が創設されました。

消費税法は、昭和63年12月30日に施行され、平成元年4月1日から適用、実施されました。

2. これまでの主な改正内容

消費税の創設からこれまでの主な改正内容は、次のとおりとなります。

(1) 平成元年4月1日(消費税の導入)

- ① 消費税率3%(国税のみ)
- ② 事業者免税点制度3,000万円
- ③ 簡易課税制度(注)の適用上限5億円

(注)中小事業者の事務負担等を考慮し、課税売上高・みなし仕入れ率で納税額を算出。

(2) 平成3年10月1日(簡易課税制度の改正)

簡易課税制度の適用上限4億円に引き下げ(改正前5億円)

(3) 平成9年4月1日(消費税率の引き上げ等)

- ① 消費税率5%へ引き上げ(改正前3%)
- ② 地方消費税1%の導入(国税の消費税4%)
- ③ 簡易課税制度の適用上限2億円に引き下げ(改正前4億円)

(4) 平成16年4月1日(簡易課税制度の改正)

簡易課税制度の適用上限5千万円に引き下げ(改正前2億円)

(5) 平成26年4月1日(消費税率の引き上げ等)

- ① 消費税率8%へ引き上げ(改正前5%)
- ② 「社会保障・税一体改革」関連法(平成24年成立)に基づき、消費税収入の用途は社会保障費とすることを明確化

3. 消費税率引き上げ・軽減税率制度の導入

2019年10月1日から消費税率10%の引き上げ等、次の改正が実施されます。

(1) 消費税率の引き上げ

消費税率8%から10%に引き上げられます。

(2) 軽減税率制度の導入

次の①飲食料品、②新聞については軽減税率8%が適用されます。

- ① 食品表示法に規定する食品(酒類と外食サービスを除く)
- ② 定期購読契約に基づく、政治・経済・社会・文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行される新聞

(3) 請求書等の記載事項(区分記載請求書)

軽減税率の対象品目を販売する事業者(免税事業者を含む)は、現行の請求書に次の追記を含めた請求書(区分記載請求書)等の発行が求められます。

- ① 発行者の氏名又は名称
- ② 取引年月日
- ③ 取引の内容(追記：軽減税率の対象品目である場合はその旨)
- ④ 対価の額(追記：税率ごとに合計した税込対価の額)
- ⑤ 請求書受領者の氏名又は名称

(4) 現行消費税率8%の適用取引(経過措置)

旅客運賃等、電気・ガス・水道料金等、資産の貸付など一定の取引については、2019年10月1日、消費税率10%引き上げ後も現行消費税率8%が適用されます。

詳細につきましては、国税庁ホームページ平成31年(2019年)10月1日以後に行われる資産の譲渡等に適用される消費税率等に関する経過措置の取扱いQ&A【基本的な考え方編】・【具体的事例編】を参照願います。

4. 区分経理(10%と8%の取引区分)

(1) 消費税の税率(2019年10月1日以降)

次の3種類の税率を、総勘定元帳の帳簿等により管理する必要があります(区分経理)。

- ① 標準税率10%
消費税(国税)7.8% 地方消費税2.2%
- ② 軽減税率8%
消費税(国税)6.24% 地方消費税1.76%
- ③ 現行税率8%
消費税(国税)6.3% 地方消費税1.7%

(2) 区分記載請求書等保存方式の実施

2019年10月1日から2023年9月30日までの期間は、課税事業者が仕入税額控除の適用を受けるため、原則、(1)消費税の税率(区分経理)に対応した帳簿の他、3.(3)の区分記載請求書等の保存が必要となります。

(3) 適格請求書等保存方式の実施

2023年10月1日からは、適格請求書等保存方式(インボイス方式)が導入され、仕入税額控除の要件として、原則、「適格請求書」の保存が必要となります。

「適格請求書」は、消費税の課税事業者が所轄税務署長に申請し、登録を受けた「適格請求書発行事業者」しか発行できません。

一方、免税事業者(課税売上高1,000万円以下)にとっては、取引先等との関係上、止むを得ず課税事業者を選択することが生じる等、役務提供などの関係事業者に及ぼす影響が懸念されます。

消費税率の引上げ等の詳細につきましては、国税庁・経済産業省等のHPを参照願います。

(執筆：税理士 関口邦興)

自治体提携慶弔共済保険 よくあるお問い合わせ Q & A 2018年度版②

【本人死亡保険金】

■ 保険金請求に関する該当年齢について

契約始期日(契約更新日)現在の満年齢となります。 ※ 保険期間は1年間です。

例) 契約更新日：2019年4月1日の団体の場合

- ① 契約更新日以前から会員である1954(昭和29)年6月10日生まれの会員が2019年12月25日に病気で亡くなられた場合は、2019年4月1日現在の満年齢の64歳として保障。
→ ご契約の死亡保険金(疾病死亡保険金)の100%のお支払い。
- ② 契約更新日以前から会員である1954(昭和29)年3月10日生まれの会員が2019年12月25日に病気で亡くなられた場合は、2019年4月1日現在の満年齢の65歳として保障。
→ ご契約の死亡保険金(疾病死亡保険金)の50%のお支払い。
- ③ 契約更新日以前から会員である1954(昭和29)年6月10日生まれの会員が脳梗塞を原因とする重度障害に認定され、症状固定日が2019年3月31日と診断書に記載されていた場合は、2018年4月1日現在の満年齢の63歳として保障。
→ ご契約の重度障害保険金(疾病重度障害保険金)の100%のお支払い。
- ④ 契約更新後の2019年7月1日に会員となった1954(昭和29)年6月10日生まれの会員が、2019年12月25日に病気で亡くなられた場合は、2019年7月1日現在の満年齢の65歳として保障。
→ ご契約の死亡保険金(疾病死亡保険金)の50%のお支払い。

なお、不慮の事故・交通事故による死亡および重度障害の場合は、年齢に関係なく契約額のお支払いとなります。

■ 複数名の保険金受取人がいる場合の提出書類について

会員死亡日現在、配偶者とは死別または離別しており、子供が3人生存している場合は、3人とも同順位の受取人となりますので、代表者を1人選んでいただきその方からのご請求をお願いします。他の受取人は代表者に委任状を提出していただきます(保険金10万円以下の場合は省略可能)。

また、受取人確定のための「改製原戸籍」等が事情により取得困難な場合は、取得できない理由をお伝えいただき、万が一提出済みの謄本で確認できる受取人以外の受取人や受取順位高位者が現れた場合は受取人が責任を持って対処する旨を記載した「念書(誓約書)」をご提出いただき対応する場合があります。

【住宅災害保険金】

■ 支払額の決定について

- ① 建物の価格の計算：延べ坪数×1坪(3.3m²)あたりの価格(木造60万円、鉄筋70万円)
- ② 損害の程度：損害額が建物の価格に対し何割の損害であるか計算します。
- ③ 損害の程度、災害理由(火災等か自然災害か)に応じて、支払額(支払割合)が決まります。

■ 提出書類等について

- ① 住宅災害等保険金請求書(帳票番号CF01)・・・余白に延べ坪数(居住部分)を明記願います。
- ② 罹災証明(写し可)
- ③ 修理見積書、領収書など損害額が確認できる書類(写し可)
- ④ 損害部分の写真
- ⑤ その他(新聞記事など)

■ 対象となるもの、対象とならない主なもの

- ① 会員本人の居住している建物が対象です。本人名義の物件であっても罹災当時居住していなければ対象となりません。単身赴任など二重生活(二箇所に住所がある)場合は、主に生活の場としているいずれか一つの物件が対象です。
- ② 家屋に接着(付属)しているベランダ、テラス、給湯器、室外機などは対象です。
- ③ 集合住宅の場合、会員の居住部分(部屋)のみが対象です。
- ④ 居住敷地内の別棟、離れや蔵、倉庫、独立した物置、カーポートなどは対象となりません。
- ⑤ 老朽化による漏水(雨漏り)や水道管の破裂などは対象となりません。

Monthly Note (全労済協会だより) vol.147 2019年4月

発行：**全労済協会**

一般財団法人 全国勤労者福祉・共済振興協会

発行人：神津 里季生 編集責任者：柳下 伸

〒151-0053 東京都渋谷区代々木2-11-17 ラウンドクロス新宿5階

TEL 03-5333-5126 (代表) FAX 03-5351-0421

<https://www.zenrosaikyokai.or.jp/>

シンポジウム・研究会等 TEL 03-5333-5127 (調査研究部)

各種共済保険 TEL 03-5333-5128 (共済保険部)

(営業時間 土・日、祝日を除く月～金曜日 9:00～17:15)